

令和8年度 幼稚園入園申込についてのご案内

幼稚園を利用するためには、申請手続きが必要です。

令和8年度の申請手続等は、次のとおりですので、ご確認ください。

1 受 付

○提出締切：（１）当初受付 令和7年11月21日（金）

※4月入園をご希望の場合は、この期間に申し込んでください。

※書類の確認に時間を要しますので、お早めの提出にご協力くださいますようお願いいたします。

（２）随時受付

※定員に空きがある場合のみ入園できます。

○受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

○受付場所：美馬市子どもすこやか課（郵送不可）

2 市立幼稚園入園該当児

幼稚園名	所在地	電話番号	該当児	定員
江原北幼稚園 ※現在、休園中	脇町字西赤谷 3744 番地 2	53-9947	3・4・5 歳児	70 名
木屋平幼稚園 ※休園予定	木屋平字谷口 235 番地 1	68-3733		35 名
脇町幼稚園	脇町大字猪尻字西ノ久保 116 番地	52-0086	5 歳児	70 名

※脇町幼稚園については、令和8年度は5歳児のみの受付となります。御了承ください。

3 該当児年齢

3 歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

4 歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

5 歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ

4 保育料・給食費について

保育料及び給食費は全員無償です。

※ただし、教材費等の幼稚園への諸経費は保護者負担です。（入園説明会時に説明します。）

◆保育料等が無料であっても、保護者に代わって美馬市が負担する額を決定するため、「保育料の階層区分」の確認を行います。保育料の階層区分は保護者の市町村民税所得割課税額の合計額で決定します。このため、保護者の所得確認は実施しますので、ご協力をお願いいたします。

5 提出書類

申請に必要な書類を全て揃えてから、締切日までに提出してください。

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

※必要書類が不足している場合、受付できません。

※必要書類・記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
入園願		全員	☐
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（現況）申請書	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。	全員	☐
個人番号申告書 ※現在、美馬市立保育所及び認定こども園に在園の方は省略可能です。	申請者及び世帯員の個人番号は、誤りのないように事前にご記入をお願いします。	全員	☐
マイナンバーが確認できる書類	次のいずれか ①マイナンバーカード（お子さんと世帯全員のもの） ②通知カード（お子さんと世帯全員のもの） または 個人番号が記載された住民票等（世帯全員のもの）	全員	☐
窓口に来られた方の本人確認書類	（1）申請者が申請する場合 ①申請者の本人確認ができる書類 （2）代理人（申請者以外）が申請に来られるとき ①委任状 ②代理人の本人確認ができる書類 【本人確認書類】 ◆写真付き身分証明書（次のいずれか1点で可） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、官公署からの発行書類で氏名・生年月日・住所の記載のあるもの など ◆その他の本人確認書類（次のいずれか2点必要） 年金手帳、介護保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署からの発行書類で氏名・生年月日・住所の記載のあるもの など	全員	☐
一時預かり事業申請書	「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」も提出してください。	希望する場合	☐

◎状況により必要な書類

2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。

（例）2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

書類が必要な方	必要書類	備 考	チェック欄	
			父	母
障がい児（者）がいる世帯	次のいずれか ・障害者手帳の写し ・療育手帳の写し	氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 入園希望する子どもに限らず世帯全員が対象です。	☐	☐
令和7年または令和8年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができない方	所得が証明できる書類 （所得課税証明書の写し）	海外赴任や美馬市転入前に海外などで日本に住民登録がなかった方は、日本国外での収入がわかる書類の提出が必要です。 下記の表（◎所得が証明できる書類）をご覧ください。	☐	☐
ひとり親家庭の世帯	次のいずれか ・児童扶養手当受給者証の写し ・ひとり親家庭等医療受給者証の写し ・戸籍謄本の写し		☐	☐
生活保護の世帯	生活保護受給証明書の写し		☐	☐

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

◎所得が証明できる書類

以下の書類を父母両方分提出してください。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。（提出書類は返却できません）

書類が必要な方			必要書類
令和8年4月～8月 入園希望	令和7年1月1日 時点の住所地	美馬市内	特に必要ありません。
		美馬市外	「令和7年度（令和6年中の所得）所得課税証明書」（コピー可）
		海外	令和6年中の海外での収入がわかる書類
令和8年9月～ 令和9年3月入園希望	令和8年1月1日 時点の住所地	美馬市内	特に必要ありません
		美馬市外	「令和8年度（令和7年中の所得）所得課税証明書」（コピー可） （令和8年6月1日以降に提出してください。）
		海外	令和7年中の海外での収入がわかる書類

※市町村民税が未申告の方は申告してください。

※市町村民税が確認できる書類の提出が無い場合は、確定ができません。

※課税状況が確認できない場合には所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。

6 幼稚園の一時預かり事業について

一時預かり事業保育料：月額 8,000 円（8 月のみ 14,000 円）

※「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合、一時預かり事業保育料は無償となります。

子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには 5 の提出書類に加え、下記の書類が必要です。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書		全員	☐
保育の必要性を証明する書類	保護者全員分が必要です。 下記の表から該当する理由の必要書類を提出してください。	全員	☐

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの ※★は市ホームページからもダウンロードできます	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	・ 就労証明書★	☐	☐
	自営業、農業、内職	① 就労証明書★ ② 自営等の証明書類 （源泉徴収票、確定申告書、受注票の写しなど）	☐	☐
求職活動	求職活動中	・ 求職活動（起業準備）申立書★ ・ 求職活動の状況が確認できる書類 （ハローワークカードなど）	☐	☐
育休取得中	育休取得中で、保育利用中の子どもがいる場合 ※産まれた子が 1 歳を迎える年度末まで	・ 就労証明書★ 又は育児休業期間の証明（会社からの辞令書など） ※母の氏名、育児休業期間、会社の社印が確認できるもの ※育休復帰予定の方は、復職後に再度、就労証明書を提出してください。	☐	☐
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もない	・ 母子手帳の写し（表紙＋出産予定日記載のページ）	☐	☐
就学	学生の場合	・ 在学を証明できる書類（学生証の写し等）	☐	☐
	職業訓練を受ける場合	・ 職業訓練を受けることを証する書類	☐	☐
疾病・障がい	通院・入院している場合	・ 疾病状況申立書★ ・ 医師の診断書	☐	☐
	障がいがあり、保育できない場合	・ 障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳等の写し（障がいの程度が確認できる部分）	☐	☐
介護・看護	親族の介護・看護にあたる場合	・ 介護・看護申立書★ ・ 医師の診断書、障害者手帳または介護保険証（認定済）の写し（介護される方の分）	☐	☐
災害復旧	災害に見舞われた場合	・ 被災証明書	☐	☐
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	・ 書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	☐	☐

※2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。

（例）2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

7 その他

提出書類の記入にあたっては、記入漏れや押印などの確認をして、提出をお願いします。

各幼稚園で開催の入園説明会（1月上旬～2月上旬）の案内は、各幼稚園から郵送されます。

【お問い合わせ】 美馬市教育総務課 電話：0883-52-8010



令和8年度 美馬市立幼稚園の入園案内



市内には市立幼稚園が3園あります。通園区は、原則として小学校区に準じ、地域の小学校と連携を図り幼稚園教育を進めています。

(1) 教育週数・教育時間・給食

- ① 1年間の教育週数は39週を下限とします。
- ② 1日の教育時間は5時間前後(8時から13時)です。
※教育時間は行事等で変更があります。
- ③ 全園で給食を実施しています。
※長期休業日の一時預かり事業の場合は給食はありませんので、弁当持参です。



(2) 保育料・給食費

- ① 幼稚園の保育料は、全員無料です。
- ② 美馬市では、幼稚園の給食費も全員無料です。
※ただし、教材費等の諸経費は保護者負担です。



(3) 園名と所在地・電話番号・入園できる年齢・定員

	園 名	所 在 地	電話番号	年 齢	定員
①	江原北	脇町字西赤谷3744番地2	53-9947	満3・4・5歳児	70名
②	木屋平	木屋平字谷口235番地1	68-3733	満3・4・5歳児	35名
③	脇 町	脇町大字猪尻字西ノ久保116番地	52-0086	満5歳児	70名

* 江原北幼稚園については、現在 休園中です。

* 木屋平幼稚園については、令和8年度から休園予定です。



(4) 一時預かり事業の実施

◎ 目的

教育時間終了後、保育の必要性のある家庭を対象に実施し、幼児の心身の健全な発達を図り保護者の子育てを支援することを目的としています。

◎ 実施園

江原北幼稚園(現在、休園中)、脇町幼稚園

◎ 利用の条件

- ① 保護者の就労等により、保育の必要性があると認定を受けた場合
- ② その他、教育委員会が必要と認めた場合

◎ 実施日・休業日

- ① 実施日
・月曜日から金曜日までの週5日です。
- ② 休業日
・土日祝日
・3月31日～4月1日
・12月29日～翌年1月3日
・その他、園長が指定した日(幼稚園の休業日等)

◎ 利用時間

教育時間終了後～午後6時30分
※長期休業日は、午前8時～午後6時30分

◎ 利用申込と辞退

- ① 申込
・「一時預かり事業申込書」を提出してください。
・教育委員会が決定をして保護者に通知します。
- ② 辞退
・「一時預かり事業辞退届」を幼稚園に提出してください。

◎ 一時預かり事業保育料

月額 8,000円(8月のみ 14,000円)

※「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合は、一時預かり事業保育料が無償となります。

【認定を受けるために必要な書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育を必要としている事由を証明する書類

【保育の必要性の区分】

- ・就労 ・妊娠、出産 ・疾病、障がい ・介護等
- ・災害復旧 ・求職活動 ・就学
- ・虐待やDVのおそれ
- ・育休取得中で保育利用中の子ども



◆幼稚園はこんなところ◆

幼稚園は学校教育法に基づく〈子どもがはじめて出会う〉「学校」です。

